

**デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第29回）
議事要旨**

1. 日時

令和6年8月19日（月）16時00分～17時53分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

(1) 構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、宍戸構成員、曾我部構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、山本（龍）構成員

(2) オブザーバ

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

(3) 総務省

竹内総務事務次官、山崎大臣官房総括審議官、豊嶋情報流通常行政局長、赤阪大臣官房審議官、飯倉情報流通常行政局総務課長、佐伯同局放送政策課長、村上同局放送技術課長、岡井同局衛星・地域放送課長、坂入同局地上放送課長、飯村同局情報通信作品振興課長、増原同局国際放送推進室長、細野同局放送政策課外資規制審査官、後白同局放送政策課企画官、宗政同局地上放送課企画官、本橋同局地域放送推進室長、岡山同局コンテンツ海外流通推進室長

(4) ヒアリング

一般社団法人日本民間放送連盟 堀木専務理事

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 高田副理事長

4. 議事要旨

(1) ヒアリング（小規模中継局等のブロードバンド等による代替及び放送の将来像について）

一般社団法人日本民間放送連盟 堀木専務理事より、資料29-1に基づき、説明が行われた。

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 高田副理事長より、資料29-2に基づき、説明が行われた。

(2) 質疑応答

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【落合構成員】

どうもありがとうございます。それぞれ御発表いただきまして、大変参考になる御発表をいただきました。民放連様に2点と、ケーブルテレビ連盟様に1点、御質問できればと思っております。

1つが、制度的なもので、政府とこの情報発信に関する関係というのをどう考えていくのかというものの自体は、御指摘いただいたように、どういう関係性がよいのかというのは議論を今後も続けていくことは重要であろうと思っております。一方で、民放の事業者の方々から見た場合に、インターネット空間において、情報空間が特に広く重なって広がってきてているという中で、その中で情報をどういう形で伝達していかないといけないのかは、現代においても質の高い情報であったり、場合によってはコンテンツモデレーションなどの議論もありますけど、様々な対応を進めていくことが重要な状況ということはあるかと思っております。

そういう中で、民放事業者の方々としては、制度自体がどうであるかというのはともかくとしても、従来から続けてこられているメディアの方々として、こういう形で情報空間の発展に貢献していきたい、こういう形で事業を広げていきたいという点について、どうお考えになっているのかを、まず1点お伺いしたいところです。

2点目につきましては、これも資料の中の10ページで、最後、放送の将来像の中で、規制緩和など負担軽減に資する施策のお話もあります。また、ネット上の情報・コンテンツ配信に対する優遇措置であることに違和感を覚えるというご指摘もありました。当初から、マスメディア集中排除原則であったり、放送対象地域の議論を始めたときもそうだったと思いますが、具体的にこういうものが対策として必要という御意見をいただいて議論をしていくことは非常に重要ではないかと思っておりました。その意味では、今読み上げさせていただいた2つの箇所について、規制緩和、特にこれは設備投資面に関してと思いますが、具体的にどういう検討ができると、追加して意味があるような施策になるとお考えなのかを教えていただきたいと思います。もちろん、radikoなどラジオに関する部分については、当然しっかり議論していくべきだと思いますが、さらにそのほかにありましたら、ぜひお願ひいたします。

また、ネット上での情報コンテンツ配信に関して、これもまた、おっしゃっていただいている優遇措置以外で、本来的にはこういうものを検討するべきではないかというものがもしありましたら、そちらについてもお話ししいただけるとありがたいと思っております。

ケーブルテレビ連盟様については、ケーブルテレビというのも、小規模中継局等の役割を代替していくという中で、一つの有力な選択肢ではあろうというふうに思っております。

一方で、これは通信の事業者に比べても、ケーブルテレビの特徴として、大規模な事業者から地域に根差した地元密着型の事業者まで、様々な形でケーブルテレビの事業者というのが全国で様々な事業をされています。その中で全国で必ずしも一様に同じ形で広げられているわけではない側面もあろうかと

は思います。これは、地域の特色なども多分に影響しているのだろうと思っております。

この中で、ケーブルテレビが、特にこういう場面については、代替をしていくことに当たって特に有力な選択肢になるのではないかという点について、こういう部分、こういう地域、場所については、特に単純な通信以上によりよい部分があるのではないかということがありましたら、教えていただければと思っております。

一般的には、単純な通信よりもケーブルテレビのほうが、視聴に関する品質などは良い側面はあるのではないかという気もいたしますが、その辺りも、やや抽象的な想定を申し上げただけではございますので、さらにこういうことが考えられるのではないかというところがありましたら、ぜひお話しいただければと思います。

【瀧構成員】

御説明いただきありがとうございました。私からも、ショートに2つ質問ございます。

1つは民放連様で、これは資料を見ながら、個人的に表現が結構ラディカルだなと思ったんですけど、2ページの2点目にございます、これから全国津々浦々において役割や使命を果たす事業者の参入が「今後も期待できない」と、明記された資料になったなと思っていまして、これはあくまで、今のインフラにかかるコストを前提にするとそういうふうにお考えということであって、コスト前提等々が変わってもここは期待できないという意図ではないのかなと思っていますが、その旨、重箱の隅のようで恐ですが、確認したく思いますので、それを聞かせてください。

あと、ケーブルテレビ連盟様には1つ質問として、お話の中にもございましたけれども、IPユニキャストと比較したときのケーブルテレビのメリットみたいなものを、改めてちゃんとお伺いしたいなと思っていますが、というのは、当然ですがIPユニキャストが例えば通信費の中で、ある意味、視聴者さんが当然ある程度までパケットを持っているといったような状況の時に、ケーブルテレビの側だとお金を払うんだけども、IPユニキャストの側だとお金を払わないみたいな状況が生まれるときに、何らか体系の差があるのかなとは思っておりまして、例えば遅延の問題とかがあるのかなと思っておりますが、何かその辺で比較を持ったときによく上がってくるトピックといいますか、メリットというのはどの辺りになるのかというのを改めてお伺いしたいという、この2点でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【奥構成員】

奥です。総務省事務局様にお答えいただくのか、あるいはケーブル連盟様かということですが、1件質問させていただきます。

ケーブル連盟さんの資料の最後のページ、4番の「小規模中継局等のケーブルテレビ代替の検討」の一番最後にある、「実施に向けて明確にすべき事項」についてです。先ほど民放連の堀木さんからも、47都道府県のうち、光でサービスできているのは20エリアとのことでした。ケーブルは恐らくほぼ全ての都道府県に入っていると思うのですが、実際はケーブルで代替するほうが明らかに放送スペックをクリアしやすいと思います。先ほどのケーブル連盟さんのお話では、ユニキャストでやるよりはケーブルで巻き取ることも可能であるとお伺いしました。

この最終的な判断は、エリアごとに変わってくると思います。エリア別に既存のケーブル事業者のカバー率がどれだけあるのか、あるいは、ちょっと頑張れば何とかなることを示すようなエリアサービス地図にあたるもの、この辺りの整理というのは、この協議会などを通じてそれぞれのエリアで行うと理解していくよろしいのでしょうか。以上です。よろしくお願ひいたします。

【伊東座長代理】

伊東です。民放連さんに対する質問でございます。資料の9ページの1つ目の■が付された記述、2つ目の■も関係するのかもしれません、これらはコンテンツなどのソフトベースのみに基づいた定義や規律にするのではなく、伝送路や伝送システムなどのハードベースの定義や規律も残したほうがよいといった意味合いも含んでいるのでしょうか。もう少し御説明をしていただければと存じます。

【林構成員】

ありがとうございます。名古屋大学の林です。私も質問としては民放連さんに2点ございます、1点目は瀧構成員の質問の1点目と同じで、資料29-1の2ページ目の、参入が現在も将来も期待できないということの現状認識の背景的事情につきまして、教えていただきたいというのが1つ目であります。

もう1つは、IPユニキャストで代替可能とすることについて、民放連さんとしてもぜひ前進すべきだという御意見だと受け止めました。負担すべきコストとユニバーサルサービスの両立を図りながら、放送としてのサステナビリティーを維持することが大事だというメッセージを受け止めました。他方で、放送の定義等の見直しについては、スライド上では「慎重」という言葉が頻出していて、要はこれを機にした法規制強化に対しては慎重な御意見だと受け止めたが、ただ、慎重なスタンス一辺倒なのではなくて、制度や定義を再検討するにしても、平たく言えば会員社の方にそのメリットを十分感じさせるような制度改革なのであれば、それ自体を否定するものでないという前向きなメッセージでもあると受け止めた。そういう理解でいいのかということと、それから、どういった形で今後議論を進めていくことによって、そのメリットを感じさせるような議論になっていくのかということについて、追加的に御教示いただければと思います。以上です。

【日本民間放送連盟（堀木専務理事）】

最初に落合構成員の御質問について、制度的なことではなく、民放事業者としての取組ということだと思いますが、これまで本検討会で紹介しましたが、例えばTVerであったり、NEWS DIGなど各キー局のニュースサイト、ユーチューブなどでもニュースチャンネルを展開していますし、スマホで見ることもできます。

先ほど、報道機関である以上、インターネットも使って社会の隅々に情報やコンテンツを届けたいと思うのは当然だと申し上げました。情報空間の健全性の確保が現在の新たな社会的な課題となって、既存メディアへの期待もあるのは十分承知していますが、それとは別に、報道機関であるため、インターネットを使ったコンテンツ配信やニュースに注力してきましたし、特にニュース配信に関しては、地方局にもだんだん広がっているところです。

規制緩和について、規制緩和だけでなく助成や補助の話になりますが、例えば3月の本検討会で、今年1月の能登半島地震で損壊した中継局への特別な支援措置を講じてほしいとお願いしました。現在、総務省では、来年度予算における課題として検討いただいているとお聞きしていますが、放送事業の持続可能性を高めるために、被災・損壊した中継局への特別な支援措置を改めてお願いしたいと思います。

なぜこの話をするかというと、しっかりとした放送を出し、それを継続することがインターネットに確かな情報を出していくことの前提だと私は思っています。話はちょっと反れますか、NHKに必要な配信業務を設ける法改正が行われ、NHKが放送と配信は同一の価値、同一の受益とおっしゃっていることは、まず放送をしっかり出すというメッセージだと受け止めています。そのためにも、被災した中継局への特別な支援措置は、ぜひ講じていただきたいと考えております。

また、テレビ・ラジオ局、特にローカル局は、将来的に技術者の確保が大きな課題になっています。特にラジオ局においては、無線従事者を維持することが非常に厳しくなっていると伺っているので、制度上で配慮できることがあれば、総務省においても前向きに検討いただきたいと思っております。

瀧構成員からの御意見について、なぜ、これから先もないと断言できるのかです。この一文を入れるか随分迷いました。民間放送事業は報道と娛樂を2本柱に発展してきましたが、近年、娛樂の分野では、動画配信サービスやSNSを始め、消費者の接触時間を取り合う状況となっており、かつてのような放送の独壇場は既になくなっていると思います。問題は、メディア環境の激変の中で、地域情報・地域ジャーナリズムをプロフェッショナルとして担う主体の持続可能性だと考えています。

本検討会の前身の、放送の諸課題を巡る検討会の第3回会合において、コンサルタントの富山和彦さんがプレゼンを行い、「現在のローカル局は再編を余儀なくされる」と話されました。それとともに富山さんは、「デジタル時代になって新たに現在のローカル局が果たしているような、24時間365日、地域情

報を取材して発信する担い手が出てくる目途が立っていない」と話されました。2015年だったと思いま
すが、あれから9年経ち、随分ネット環境も変わったと思いますが、未だに地域でプロフェッショナル
としてジャーナリズムを背負う主体は出てきていません。もちろん構構成員がおっしゃるように、今後、
ハードの設備コストが劇的に下がることはあるかもしれません、ポイントは、24時間365日取材して
報道を続けることです。免許をもらっているのは報道をするからだと思っています。そうした主体がこ
れから現れるのかどうか。現れないかもしれないから、本検討会ではローカル局の経営基盤強化をずっと
議論していただいたのではないかと思います。

伊東構成員のハードの規律も残したほうがよいのかとの質問について、ハードの規律が無くなりソ
フトの規律だけになると非常に危惧があるため、こうした記述としました。ハードベースの規律も残し
たほうがよいというのが民放連の考え方ですが、主張したかったことは、ソフトの規律だけではそもそも
今までの自主自律に基づく放送法のベースを変えなくてはならなくなると思います。誰が規制主体な
のか、規制の内容、規制の範囲など、今まで総合的な法体系や融合法制で検討したことを全て検討しな
くてはならなくなる気がします。そもそもそうしたことを本検討会で議論するのかよく分からず、取り
越し苦労かもしれません、このように記述しました。

林構成員の、参入の件は先ほどの構構成員への回答と同じです。

I P ユニキャストに関する制度改正は民放連として賛成で、ぜひ行っていただきたいと思っています。
構構成員がおっしゃるように、民放連の会員社、特にローカル局が十分なメリットを感じるものであれ
ばということは、非常に重視しています。「経済合理性」、つまり安くなるということはこれまでお伝え
してきたとおりですので、会員社がメリットを感じるものであればと考えています。

【日本ケーブルテレビ連盟（高田副理事長）】

御質問ありがとうございます。皆さんからの御質問につきましては、小規模中継局の代替に関するもの
であったと思います。

まず、ケーブルテレビ事業者の中には大小いろいろ様々あるという話から、ケーブルテレビが代替す
る条件的なものということのお話だったと思いますけども、こちらにおいては、やはりケーブルテレビ
がエリア拡張し、既に線が行っているところに隣接している、もしくはそのエリア内にある、といった
所が、まずは我々が代替にチャレンジできる一つの条件なのかなと思っております。

とはいって、ケーブルテレビはやはり大小様々な企業がございますので、代替ができるかできないのか、
その体力があるかないかにおきましては、やはり各ケーブルテレビ事業者の判断に委ねるしかないと思
っております。その判断材料としては、いろいろな補助であったり支援であったりの内容など、も確認
しながらということになるかと思っております。

また、IPユニキャストと比べた場合の違いというお話をありがとうございましたが、IPユニキャストですと、やはり遅延の問題であったり、幾つかの課題があります。

ケーブルテレビを使ったサービスとなりますと、全く地上波と同様というところもあります。小規模中継局を御利用いただいている地域というのは、大分高齢化も進んでいるところですので、今までの放送と同様の扱いができるという部分での利便性といいますか、違和感のない利用ができるというところが、IPによる配信と非常に大きな違いになるかと思っております。

そこに加えましてケーブルテレビ事業者は、地域における細かな地域情報というものを発信しておりますので、今までにないプラスアルファのサービスも実現できるというところ、また、地域に根差した事業体ですので、何か不具合があれば速やかに駆けつけて対応ができる、そういうものもケーブルテレビのメリットの一つだと思っております。

また、エリアの確認の件ですが、こちらにつきましては、総務省ではケーブルテレビのエリアについても把握していただいていると思いますし、また、小規模中継局のエリア範囲もよく把握されていると思います。そこにおきましては、お話にもありました、協議会を通じて近隣のケーブルテレビ事業者も入りながら色々と議論を重ねた上での判断を、各ケーブル事業者がさせていただくということにしたいと思っております。

一応これで回答になっているかどうか、不備な点がありましたらお願いいたします。以上です。

【日本民間放送連盟（堀木専務理事）】

先ほどの林構成員の質問について、放送の定義の検討は民放連の会員社にメリットを十分感じさせるものであればどうなのかとの趣旨だったと思います。IPユニキャストにフォーカスし過ぎました。

おっしゃるとおりですが、ただ、放送の定義や概念の見直しと聞くと、しなければならないことや義務が増えるのではないかと真っ先に思うのが常です。放送の概念の拡張は、多分、負担とメリットの両方が付与されるものだと思います。その意味で、慎重にと記載しましたが、IPユニキャストの部分は、会員社にメリットを十分感じさせるものではないかとの期待があり、先ほどのようなことを申し上げました。

以上、訂正です。よろしくお願いします。

（3）事務局説明（放送の将来像と制度の在り方に関する論点整理（案））

事務局より、資料29-3に基づき、説明が行われた。

（4）質疑応答

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【大谷構成員】

大谷でございます。多数の論点がある中で適切にまとめていただきまして、基本的な方向につきましては賛同しております。ただ、個別に幾つかコメントさせていただきたいと思っておりまして、全体で3点ほど申し上げたいと思います。

まず1点目でございますけれども、資料で言いますと4ページのところになるかと思います。2つ目のポチのところ、放送がその社会的な役割を果たす上で、良質なコンテンツが不可欠であるという記述には賛同するところであります。また、同じポツのところ、のために編集責任と経営基盤のための収入を確保することが必要であるということにも賛同するものなのですけれども、ここで、「良質なコンテンツ」とは何なのかといったことについて、良質なコンテンツを確保するということと、それから、憲法上の要請もあって、個々のコンテンツに行政その他が容喙することなく、干渉することがない、つまり言論の自由を確保するということを、どのように両立する制度にしていくのかといったことについては、慎重に検討する必要があるというふうに思っております。どうしてもキーワードとしてコンテンツの良質さというのが出てくるわけですけれども、その中身、また、それを確保するための措置ということについて、慎重に検討したいなというのが1点でございます。

次に、6ページのところです。こちらも、伝送手段から自由に再構成していくという方向性については基本的に賛同しているものなんですけれども、やはり完全に伝送手段からフリーと言えない部分があるのではないかと。やはりまだテレビという、無線で受信している視聴者が大変多いということを考えますと、もちろんテレビ離れというのは進んでいて、世代間の格差もそこで生じているところなんですねけれども、伝送手段というものをこれからどのように位置づけていくのかというのも、やはり検討していく必要があると思っております。

それから3点目でございますけれども、大分飛びまして、ラジオの特例措置のところでございます。特例措置を再度申請いただいて認めるということについて、エリアカバー率、人口カバー率についてインターネット配信を考慮するという記述には、基本的に賛成しております。賛成ではあるんですけども、前に発言したことがあったと思いますけれども、やはり災害時のラジオの意義というのは、能登地震でも一定程度あったと承知しております。電力の供給が限定的である状況がありますと、手回しラジオなどで電波を受信して情報を得るということが全くなくなるということではないと思いますので、災害時における電波によるラジオの受信を、どのようにその地域ごとに確保していくのかといったことについて、改めて検討するということが必要になるのではないかと思います。ただ、特例措置そのものをやめたほうがいいということではないので、そこだけはお伝えしておきたいと思いました。

以上3点でございますが、よろしくお願ひいたします。

【佐伯放送政策課長】

1点目でございますが、おっしゃるとおり良質なコンテンツというようなところについて、言論の自由との両立には慎重な検討、議論が必要ということは先生御指摘の通りかと思います。

その次の6ページの伝送手段からの再構成、完全に伝送手段はフリーにはならないのではないか、伝送手段をどう位置づけるか引き続き御議論が必要ということを含めまして、検討課題1については、恐らく今回、論点、事務局で整理させていただきましたし、先生方からかなりいろいろな御意見いただいたと思いますので、そういうところをなるべく広く拾った上で取りまとめに書かせていただいた上で、引き続きの議論を行っていくことが大事なのかなと考えている次第でございます。

それから、3点目のラジオのところにつきましてですが、特例措置についてはネット配信のカバー率のところを認めることは御賛成ということですが、一方で、災害時の電波による放送についても重要なこと、それはおっしゃるとおりかと思います。

当然、災害放送というものが放送法でも求められているところでございますし、こちらについてもやはり、どこまでラジオ放送でやるのか、配信でやるのかというところは、受容度とともに含めて、この特例措置を再度行うのであれば、そういうところで見ていくというところもありなのかなと考えている次第でございます。

【曾我部構成員】

どうもありがとうございます。私から1点、IPユニキャストで代替可能とする場合の要件という16ページのところで、1つ申し上げたいと思うんですけれども、主に16ページの2ポツ目で、要するに代替可能とする場合、限定するという方針が示されております。こちらについては、前回資料として配布いただいたコメントに同様のことが書いてありますので、私も方向性としては賛成であります。

ただ、そこで私のコメントで書かせていただいたような視聴者利益について言及をしたわけです。つまり、視聴者利益を損なう側面があるので限定的にという、そういう論調であったわけです。

そこで、本会でもやはり当該地域の、つまり代替対象となる地域の住民の意思を何らかの形で反映する、そういうプロセスがあるのが望ましいのではないかなどというふうに思いまして、こちらは先ほどのケーブルテレビ連盟さんの資料の4ページ目の一番最後のスライドでも、やはり協議会を設置し云々といったプロセスが書かれております。

実際には自ずとそういったプロセスが踏まれることになるのかなと思ったりもするわけですけれども、やはりこの取りまとめの段階でも、当該地域の視聴者の意思を一定反映するというようなことも視

点として入れていただくのが望ましいのではないかと思います。

ユニキャストですと画質は落ちるけれども、視聴者のコスト負担面では有利であると。他方で、ケーブルであると、スペックとしては高いけれどもコスト負担が発生するといった、メリット・デメリットあるという御説明ですので、その辺りは住民意思、あるいは視聴者の意思といったところを一定考慮するということを考えられるかなと思いました、今回の取りまとめの段階でも、一つの視点として入れていただくとよろしいのではないかなと思いました、コメントをさせていただきました。

以上です。

【佐伯放送政策課長】

ありがとうございます。先生おっしゃるとおり、受容度が必ずしも100%ではないというようなところもございますので、視聴者あるいは住民の意思を一定程度反映するプロセスというのも非常に重要なと思っております。何らか、この取りまとめのところに反映できるようにしていきたいと思います。ありがとうございます。

【三友座長】

よろしくお願ひいたします。まさに受益と負担の問題であろうかと思いますので、それを一方的に押しつけることがないようにという御指摘だったと受け止めました。ありがとうございます。

【伊東座長代理】

伊東でございます。ブロードバンド代替につきましては、資料の10から21ページにわたって丁寧に記述していただき、また18ページでは、前回の会合で私が申し上げた件に関しまして、「B B代替の品質・機能の水準については、IPユニキャストの技術的な制約を考慮する」と明記されており、作業チームの主査として感謝いたしております。

多くの方々の御協力を得て、二度の実証実験を実施するなど2年半にわたったB B代替作業チームの活動も、おかげさまで完了の時期が近づいているようです。

今後は、中継局共同利用推進全国協議会、及び各地域の協議会が中心となって、B B代替の導入についても検討し、活動されることと存じます。

その際には、B B代替を実施しようとする地域において、住民すなわち視聴者の御理解をいかにして獲得していくのか、この点が大変重たい課題になるものと想像しております。

B B代替を実施するかどうかを判断し決定するのは、その地域の放送事業者ですから、第一義的には、その任は放送事業者の責務になると考えるのが自然です。

とはいものの、地域住民の方々にBB代替の導入意義を正しく理解していただくのは簡単なことではなく、やはり公的な機関の後押しが必要になるものと考えられます。住民の理解が進み、BB代替が円滑に実現されるためには、当該自治体とともに、主管庁である総務省の役割も期待されますので、今後、総務省におかれましては、住民理解を進めるための具体的な方策について御検討いただきたいと存じます。また、このことは、辺地共聴施設等のケーブルテレビへの代替に関しましても、同様に当てはまる部分があるのではないかと思われますので、こちらについてもよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

【佐伯放送政策課長】

伊東先生、ありがとうございます。長年にわたりまして作業チームに大変御協力いただきまして、まことに感謝申し上げます。

技術的な課題等は非常に洗い出していただいておりましたが、作業チームの検討を踏まえた上で、今後、報告書をこちらの親会でも取りまとめが必要でございますし、また、実際に実装される上では、先生おっしゃられたように、今後、中継局の共同利用の協議会等々で恐らく検討されていくことになり、その際には視聴者理解が大変重要な課題になるだろうと、先ほど曾我部先生からも同じような御指摘をいただいたかと思いますが、そのような理解であります。その中で、先生おっしゃるように、一義的な責務は放送事業者にあるのでしょうか、円滑な理解のためには総務省としても、中継局の共同利用協議会に総務省も入っておりますので、そういう場を活用をするなどして、何らか具体的な方策を検討していくように考えてまいりたいと思っております。どうもありがとうございます。

【林構成員】

ありがとうございます。私も1点、6ページですが、放送の将来像のところで、基本的には、今日スライドで書いていただいた事務局の整理の方向性については賛成でございます。

その上で、6ページの放送の将来像の4ポツ目、赤字で書かれているところ、放送制度とかその中の放送概念というのは、「社会資本として維持する意義のある放送の社会的な役割を基礎として」という形で書かれていらっしゃって、私は、「社会資本」という言葉、それを基軸に考えていくべきだということについて私は賛成ですが、その際に、NHKのネットワークもある意味、特殊な負担金による、特殊な社会資本と言い得ることができると思いますので、そのNHKの果たす役割みたいなところも併せて、この「社会資本」の中に含めて考えていただきたいということです。

そして、言葉の問題ですが、伝統的には「社会資本」というと、内閣府の定義などでも、いわゆる道路とか港湾とか航空・鉄道みたいなハードな部分ということを想定しているわけですが、ここで考えて

いる社会资本というのは、もっと広い意味での、日本の基幹インフラという意味での、ソフトも含めてということだと思いますので、この「社会资本」ということの定義、むしろ社会资本というよりは「ソーシャルキャピタル」と言ったほうがしっくりくるのかなという感じもしますが、そこもちょっと整理していただけるといいかなと思いました。

それと、もう1点、「有限希少な電波を使用すること」ということが、伝統的な考え方として、放送の社会的な役割としての規律の根拠としてよく出でますが、私はかねてから非常に違和感を持っていました。確かに放送が有限希少な電波を使用するということについてはそうだと思うが、その基となる電波法では、無線局の免許人と無線従事者との関係については特に要件が定められていないので、無線局の免許人が契約によって、無線設備の操作や、あるいはその監督を外部の組織に委託するということも可能ですので、現にそういう形で海外では、イギリスがその典型ですが、機能分離という形で、送出を外部の組織に委託するといったことが行われています。そういう意味では、放送の機能分離というのはかなり進んでいるということですので、有限希少な電波を使用するから放送が社会的な役割を果たすということが、必ずしも従来、ロジカルに説明されてきたのかということについて、私はちょっとよく理解できていないので、その辺りも過去の議論をレビューしていただけと、私のような不勉強の者にとっては非常にありがたいという気がいたしております。

それから隣の、「放送の及ぼす社会的影響力」の話も、「有限希少な電波を使用すること」と全く似て非なる考え方の根拠ですので、従来並列的に議論されてきたということも、私自身は違和感を覚えるところですし、現に通信と放送の融合法制のところでも、その放送の及ぼす社会的影響力というところで、この社会的影響力に基づく規制について反対だという議論がかなりあったと承知していますので、その辺りも、過去にどういう議論があったのかというのをちょっとレビューしていただけと、非常にありがたいと思いました。

以上でございます。

【佐伯放送政策課長】

林先生、御指摘ありがとうございます。これまでの御議論を踏まえて、できるだけここについては、まとめる際に整理できればなと思っております。ただ、冒頭申し上げましたように、この検討課題1につきましては、今回で全て結論を出し切るというものでもないかと思いますので、一定程度整理した上で、先生が抱いていらっしゃる御懸念等が逆に明らかになってくれば、それが次の議論の際に出発点にもなっていくのかなというところがございますので、なるべく事務局でも整理した上で、まとめさせていただければと考えております。よろしくお願いします。

【林構成員】

ありがとうございました。事務局に追加の負担をお願いするという趣旨ではございません。私の單なるこれまでの疑問を言ってしまって大変恐縮ですが、了解いたしました。

【三友座長】

ありがとうございます。社会資本については定義がありまして、最初におっしゃっていたのが狭義の社会資本の定義だと思いますが、ソーシャルキャピタルと言ってしまうとちょっと広がり過ぎる感じもありますので、そのところはまた検討が必要かなと思います。ありがとうございました。

【瀧構成員】

どうもありがとうございました。非常に大部にわたるところを案をいただきまして、本当にまずはお疲れさまと思っております。

私から2つございまして、1つは18ページの関連する辺りですけれども、IPユニキャストに限った話でもありませんが、今後のデジタル化された中でのコマーシャルの在り方といいますか、どうやって収益を立てていくかということについても、今後いろいろと触れざるを得ないのかなと思っています。具体的には、コマーシャルの中でも、地域ごとにどういうコマーシャルがあり得るのといった実態をちゃんと理解していくことと、以前一度、電通さんにプレゼンをいただきましたが、どういうデータの在り方が——データ活用といいますか、プライバシーにいろいろ配慮した形でのデータ活用があり得るのかということについても、触れざるを得なくなっていくのかなというふうに思っております。

ほかの手段でありますと、まさにターゲティングといつても広めに取ることが可能なわけですが、私のような、インターネット側の人間からすると、非常にカスタマイズされた広告というのが当たり前の世界の中に住んでいたりしますので、そういう人たちから考えたCMの在り方というのは、どこかでちゃんと議論しなければいけないのかなと思っております。日本でまずはターゲティング設定が可能なTVerさんであるとか、アベマさんであるとか、ある意味、業態としてはだんだん履歴といいますか、トラックレコードができているところでもございますので、その実態をちゃんと理解といいますか把握した上で、これらの在り方を考えていくという議論が大事なのではないかなと一つは思っております。

あとは、かなり後ろのほうでラジオの話ですが、今日、私、たまたま朝、ラジオの収録をやってからここに来ましたが、ラジオの世界の方々と話していると、TVerとかと比べても、radikoに対する依存度というか、これから主たる視聴手段としてのradikoの立ち位置が非常に大きいというか、重要視されているなど、正直、聞いている声の大きさから感じている次第でございます。また、ラジオ局も結構ふんだんにポッドキャストを配信していたりしております、割と、テレビと比べて並列ではないなどとい

いますか、より強くそういったオンラインの手段を打ち出してきているなど感じている次第でございます。

これは24ページの最後にございますように、「聴取実態に配慮」とありますけれども、かなりテレビとはやっぱりパラレルではないような聴かれ方であったり、シチュエーションなり、聴かれる方々のある意味好みといいますか、そういったところがしっかりあるなと思っていますので、ある意味、テレビと並んでラジオの議論をするようなところも結構あるなとは思っていますが、そうではなくて、やっぱり独特の立ち位置をちゃんと理解した上で議論を展開していくべきだなと思いました。

両方コメントでございますが、今後の議論の中でぜひ触れていただきたいなと思っております。

以上です。

【佐伯放送政策課長】

事務局でございます。御指摘ありがとうございます。データの考え方やラジオ・テレビの視聴実態の違いといったところについても、今後の検討の中で、また議論していかなければと考えております。ありがとうございます。

【落合構成員】

どうもありがとうございます。丁寧にまとめをいただきまして、非常に充実したまとめになっていると思います。そういった意味では、全体として方向性に賛成でございまして、少し細かい点になる部分はあるかと思いますが、コメントを4つほどさせていただきたいと思います。

1つが、まず4ページの良質なコンテンツという部分で、大谷構成員が触れられていた部分です。この部分については、最終的には、これは何が良質であるのかというのは、総務省が決めることでも検討会が決めることでもないのだろうと思っております。恐らく、自主的によりよいものを目指して努力を続けていただく、その中でメディアの方々に自ら定義をしていくいただく、それを適切に回していくいただくためにどういう社会環境をつくれるのかどうかであろうかと思います。最終的に自ら決めていただくことであるし、評価をするのは国民全体なのだろうとは思います。ただ、良質なコンテンツをつくっていただくための取組を最大限できるような経営環境をつくっていくことは、政策的な意味として最重要なことだと思います。基本的には色々な経営の選択肢というのは、規制改革の関係でも申し上げさせていただいたのは、最終的には、地域や日本社会にとっていいと思われる情報をしっかりと発信していっていただきたいということであろうかと思います。この部分、非常に重要な目的として、今後、議論していかなければと思いました。

2点目としましては、こちらも林先生なども御議論されておりましたが、どこに放送の規制の根拠と

いいですか、制度ができている根拠があるのかについて、堀木専務は報道しているからだというふうにおっしゃられましたし、林先生も、よく言われることとして電波の希少性というようなお話などもされていたと思っております。これは複合的なものであろうと思いますが、一方で、電波の希少性を生かしていたという点は、それはそれでかなり強いメリットではあったのではないかと思っております。

林先生と堀木専務の議論の中でも、やはりそのメリットというのをどういうふうに放送事業者に考えてもらえるのかが出ていました。特にメディアの事業者の方々にとって、どういうふうに考えていくいただけのかは非常に重要だと思っておりますし、従前に比べると、通信の世界においては、放送の電波の利用というのに比べると、それよりも強いメリットはなかなか与えにくいところがどうしてもあるのだろうと思っております。そういう状況を考慮した上で、メリットと負担のバランスが取れたような放送の検討を今後行っていくということで、民放の方々も含めて、どう広がっていく情報空間の中で、そういうメディアの方の活躍の場を広げていけるのか、という検討につなげていけるといいのではないかと思っております。

第3点目としましては、ブロードバンド代替の関係についてです。ブロードバンド代替について、どういった要件を課していくのかがあるかと思いますが、これは既にある程度取りまとめの中でも含んでいただいている部分もあろうかとは思います。これは放送事業者についても、国民に情報を届けていくということについて、一定のユニバーサルとしての取組が求められている業界もあります。そうしますと、そのインフラを代替していく事業者については、一定の経営の安定性といいますか、継続可能性は見ていくことが恐らく必要になってくるのではないかと思っております。これは、最終的な国民の利益がどこにあるかで言えば、地域に根差した情報が継続的に発信されるような状況、これを確保していくということで、これはソフト面で言えば良質なコンテンツをつくるために努力を続けていただくということであろうかと思いますし、ハード面においては適切な配信ができるような設備を継続的に維持できるということであろうかと思います。そういう意味でハード面での継続性は重要な点ではないかと思っております。一方で、こういった代替手段の特定をする際に、あまり仕様的な要件を定め過ぎないということも重要ではないかと思っております。これは政府全体でも、デジタル時代における規制の見直しの仕方として、やはり性能規定化をしていくこともありますし、その地域においてどういった方法に社会受容性があるかは、最終的には地元のメディアの方に判断能力がよりある部分もあろうかと思います。最終的な出来上がりとして、あまり細かい指定をし過ぎないような形になっていくといいのではないかと思っております。

最後に第4点としまして、データの点についてです。これは、宍戸先生の先日の御発表もあり、将来的な枠組みの中でも検討されるべきものかなと思いますが、一方で、喫緊の部分もあり、インターネットの空間における、放送事業者とそのほかの配信等を行っている事業者との経営環境のイコールフット

ィングを考えていくに当たって、必ずしも将来像に限った検討対象ではなく、比較的早期な点でも、データの検討は行っていくことに値するのではないかと思っております。

以上です。

【佐伯放送政策課長】

ありがとうございます。いずれも重要な御指摘かと思います。

1つ目、良質なコンテンツというものの自体はメディアが自主的に決めるものではあるが、そうしたコンテンツをつくっていただくために経営の選択肢を出すことが重要だということ、その通りかと思います。

それから2つ目に御指摘いただいた、放送の規制の根拠、規律の根拠につきましては、先ほど林先生の際に申し上げましたが、これは非常に重たく、幾らでも多分議論できるような話かと思いますので、こちらについては一定程度の整理をした上で、今後の議論に資するような形で取りまとめていければなと考えている次第でございます。

それから3点目、BB代替の要件のところでございますが、委託先といいますか、ユニキャストの事業者、要はあまねく義務を負うものから、伝送をどなたかにやっていただくような形になりますので、そこについて経営の安定性といいますか、事業の継続性といいますか、そちらが重要だという御指摘はおっしゃるとおりかと思います。一方で、あまり細かく縛らないほうがいいこともあるかと思いますが、一定程度の要件は何らか必要になるかと思いますので、先生の御指摘等、何らか取りまとめの中に反映できればなと思っております。

データにつきましても、御承知のとおり将来的な枠組み等は考えて議論しないといけないところだと思いますが、もう少しイコールフッティングの観点から、もう少し中短期の議論もあるという御指摘は受け止めておきたいと思います。どうもありがとうございます。

【長田構成員】

長田です。ありがとうございます。本当に大切なことがたくさん議論されてきたことをまとめていただいて、ありがとうございました。先生方の御意見もずっと伺っていて思いましたが、前にもBB代替のところなどで言えば、対象となる地域の皆さん、住民の皆さん、視聴者の皆さんとの御理解をいただくためには総務省も頑張ってくださいと、これはワーキングのほうで申し上げたかもしれません、そういう気持ちでずっといました。今日、将来像そしてBB代替、ラジオのことも含めてずっとお話を伺っていて、でも、それは地元の関係する人たちだけではなく、これは日本国民がみんな知っておかなければならぬことだとつくづくと思いました。やっぱり放送は、私のような一般人が思うイメージの放送というものが大きく変わっていこうとしているということも含めて、でも、放送事業者への信頼、事業

者の皆さんのお信頼というのを失わせてはいけないし、それを大切にしていくような将来像であってほしいなと私は思っていますので、これはもう本当に総務省として、特にすぐ放送波が取れなくなるとかそういうことの関係ない地域、日本国民全員に、放送というものがこういうふうに変わっていこうとして、こういう検討がされていること、それから具体的には、非常に高コストで今のままではなかなか難しいところに、こういう代替方法もいろいろ検討していますということ。それからラジオに関しても、FM転換などなされているところの方々は御存じかも知れないけれども、実際に普通に電波が取れているようなところも含めて、今、ラジオもこうやって変わっていこうとしているということも、やっぱりきちんと分かりやすく御説明をいただいていく、それもかなり頑張って理解していってもらうということが、もう今やそれが必須のことではないかと感想として思いました。

以上です。

【佐伯放送政策課長】

長田先生、どうもありがとうございます。今やっていること、それからこういう重要なことを議論していることについて、しっかりと発信していくようにという激励と受け止めましたので、引き続き頑張っていきたいと思います。また、BB代替の住民理解のためについては、総務省もしっかりと頑張るようについてで、先ほど申し上げましたが、中継局の共同利用の協議会などは総務省も入っておりますので、そういうところでもしっかりと役割を果たしてまいりたいと思います。

以上でございます。

【日本民間放送連盟（堀木専務理事）】

BB代替の目的は、設備維持に要する費用を現在よりも縮減することであると思います。それは伝送路の持続可能性を高めることはもちろん、経済合理性という言葉を使いましたが、視聴者にとっても納得感のある、受け容れ可能なものにすることは当然であり、そうした視点も大事だと考えています。放送サービスを受ける視聴者の利益を維持することは大きな目的だと思いますので、こうしたことを忘れないように、視聴者が受け容れられる範囲のものとするよう、NHKと民放と総務省で検討していきたいと考えております。

【三友座長】

どうもありがとうございます。最後おっしゃったように、総務省、そしてNHK、民放、3者が協力して、国民の理解を得られるような形で、広く情報提供し、そして理解を求めるということは重要だと思います。大変重要な御指摘ありがとうございました。

【奥構成員】

奥です。感想ということで、幾つかお話しさせていただきたいと思います。今回の件も含めて、全体の今までの流れも含めて、思っていることを申し上げたいと思います。

今回はいろんな意味で個別具体的な話についての取りまとめということですので、賛成です。それ案件ベースで進めていただければと感じております。ただ、重ねてきた課題が、コストを圧縮することや、あるいは中継局のミニサテを今後維持できないのでユニキャストでやるといったことに代表されるように、今あるもの、現状を何とか維持しようということがほとんどの議題であったと理解をしています。そういう意味で、議題がパッチワーク的であり、局所的な制度設計の見直しをしていたと感じています。皆さんご案内のように、ユーザーは基本的にはネット側へとメディア利用行動をシフトしています。このトレンドにさおを差すことは多分無理でしょう。

そのような状況の中で、放送のユニバーサルサービスを維持するためにIPユニキャストでの地上波のブロードバンド代替の議論の中で、蓋かぶせを避けるために地域限定特定入力型自動公衆送信という馴染みのないワーディングに驚きました。これで本当にいいのでしょうかと疑問を抱きます。本来代替ということで、放送と同じ機能をインターネットによる配信でも持たせるというならば、著作隣接権についてもう一度改めてきっちり整理をすることが、本当にできないのでしょうか。この件は、竹中懇の時代からずっと横たわっている課題で、これを避けたまま、10年後20年後の放送の将来の話ができるのでしょうか。

次に「良質なコンテンツ」についてです。この会議体において議論すべきは、仕組みの話でありまして、中身については別で考えるべきと考えます。「良質なコンテンツ」については、一部の構成員の方がおっしゃっていましたが、やっぱりNHKや民放の自助努力というところに任せてよいのではないかと思います。ここに一番影響するのが、制作費というお金が回るかどうかであって、そこをやるためにには、民放は特に事業継続性という、ビジネスが回るのかという課題感に、改めて制度設計として考える余地があるのではないかと感じます。そういった意味では、瀧先生からお話をありがとうございましたが、データの利活用について、何とか使う方向というのはあり得ないのかというのは一つの考え方だと思います。

グーグルがサードパーティクッキー廃止方針を撤回との報道もある中で、放送事業者が持つファーストパーティーデータの活用というのが本当ないのかということは改めて感じるところで、今後の議論に期待したいと思います。事業継続性でいうと、民放はリーチする（届く）ということが重要です。NHKもあまねくという、公共放送ですので届くようにすることは義務ですが、残念ながら、届いても生活者に見てもらえないかったら、片方向ということでそれは成就しないということになります。そういった現状の認識における定量的な数字を、もう少しこの会議体の中で確認していかないと、あま

りにも定性的、概念的な議論が重なっているのではないかと感じております。一例で言えば、Ofcomのデータ、レポートといったものは、かなり先進的な危機感を伝えているものだと思います。私は2015年からスタートした諸課題検からこの会議体に参加しておりますが、なかなか前に進まないなという感覚を持っています。

以上であります。

【佐伯放送政策課長】

ありがとうございます。コンテンツ回りといいますか、著作隣接権やデータの活用の話を、今回はさておき、もう少しやったほうがいいのではないかというところについては、御指摘を受け止めたいと思います。また、もう少し定量的な数字を出す必要があるのではないかというところについても、確かに正直、私も今回の事務局資料をまとめていって、何か字ばっかりだなというところは感じているところではございましたので、そこについては我々も何らか調査研究などで、少し定量的な数字を探れないか、今回の取りまとめには間に合わないかもしれません、検討していきたいなと考えている次第でございます。

以上です。

【奥構成員】

今後の議論にぜひ反映していくと検討していただけするとありがたいと思っています。

【三友座長】

今、御指摘いただいた幾つかの点につきましても、総務省だけではなくて、民放そしてNHK、3者がきちんと理解をした上で対応していただければと思います。

本日の議論は以上となります。本日も活発に御議論いただきましてありがとうございました。時間の関係等で御発言できなかった内容、御意見、御質問ございましたら、事務局に御連絡をいただければと思います。

事務局においては、これまでに構成員の皆様からいただいた御意見、そして各種団体からヒアリングした内容を踏まえまして、取りまとめ案の作成をお願いしたいと思います。

(5) 閉会

事務局より、第30回会合については、別途構成員に案内する旨連絡があった。